

## 1933-1934年のブラジル新憲法制定議会における 排日運動と日本の外務当局の対応

名村優子、アントニー・ドナシメント

### はじめに

1908年、米国で日本移民導入の制限を目的とする「紳士協約」が締結された同年に、サンパウロのコーヒー農園に向かう781人を乗せた笠戸丸がサントス港に到着し、ブラジル日本移民史が始まった。以後1960年代まで日本人は主に農業労働者として盛んにブラジルに移民した。ハワイや北米への移民渡航が盛んであった時代の後、ブラジルへの日本移民が数多く渡航した時期は、1920年代後半から1930年代前半期である。1923年から1934年の間に南米へ渡航した日本移民約15万人のうち、9割近くの14万人がブラジルへの移民であった。

日本人のブラジルへの渡航が盛んであったこの年代は、一方でブラジル社会において日本移民への警戒が強まった時期でもあった。日本移民の制限法案（「レイス法案」）がブラジル議会に提出された1923年から、1930年のヴァルガスの国家主義的革命を経て、外国移民の排斥を具現化したいわゆる「二分制限法」がブラジル新憲法に盛り込まれた1934年にかけて、日本移民の排斥を叫ぶ声は徐々に大きくなっていった。

本論ではこの年代の内、特にブラジルへの日本人渡航ブームが終息していく契機となった1933-1934年に着目し、ブラジル新憲法における外国移民二分制限条項の挿入を取り上げる。まず、ブラジルにおける人種差別の思想の影響、ブラジルの「白人化」(Abranqueamento)、そして「黄禍論」<sup>1)</sup>の基本的な概念を踏まえ、ブラジル新憲法制定議会における外国移民二分制限条項の成立経緯を整理する。さらに、当時の駐伯日本人外交官と日本の外相がブラジル新憲法制定議会における日本移民制限の動きをどう解釈し、どう対応したのかを明らかにしたい。その上で、これまで日本排斥運動の一環とされることが多かった外国移民二分制限条項の再検討を行う。

以上の課題を達成するため、主に外務省のブラジル移民関係史料からブラジルの排日運動に関する記録を取り出し参照する。また、ブラジルの移民制限法と日本移民排斥運動に関する文献や、ブラジル社会の発展および思想の変遷、政治的な問題を研究課題としている日伯両国の論文を検討する。特に人種差別的な思想や「黄禍論」がブラジル社会や移民政策に与えた影響について着目している論文を参考にしたい。

なお、本論で引用する史料の一部は、原文の旧字・カタカナ表記を新字・ひらがな表記に改めている。

## I. 1930年代の排日運動の動向

1920年代初頭、南米全体でナショナリズムが高揚し、ブラジルでも人種主義の影響を受けて国民のアイデンティティをめぐる議論が見られるようになった。その結果、当時支配的であった「白人化」イデオロギーが強化され、有色移民の禁止あるいは抑制と白人移民促進の要求が再び強まり、外国移民の排斥運動や移民政策に具体的な影響を及ぼし始めた。その中で、日本移民が欧州移民に比べてコーヒー農場への定着率が低く移動が激しいため欧州移民よりコスト高と判断したサンパウロ州政府は、1921年、日本移民への渡航補助金支給の更新を拒否した。その背景には、第一次世界大戦のため途絶えていたヨーロッパ移民の復活が予測されたこと、ブラジル北東部出身者が早魃のためサンパウロ州のコーヒー農場に雇用を求めたことによる、日本移民導入の必要性の低下があった（Skidmore 1993: 200-205、dos Santos 2002）。

このような動向の中、1920年代のブラジルにおいて米国と同様に反日派が結成された。同派の一員でミナス・ジェライス州選出議員であったフィデリス・レイスは、1923年10月、連邦議会に黒人移民の入国禁止と日本移民制限を目的とした移民制限法案を提出した<sup>2</sup>。法案提出の際に、まずフィデリス・レイスは、有色人種である日本人はブラジルの人種形成（国民の「白人化」）からみると有害な分子であるため、導入を抑制すべきだという人種的な理由を挙げた。さらに、レイスは政治的かつ軍事的な理由も挙げた。彼は「黄禍論」に基づき、日本移民には軍事的な危険性があり、日本移民により南米は日本の勢力圏になりつつあるとの懸念を示した。フィデリス・レイスが法案を提出した後、約4年間に渡って同法案及び移民制限をめぐる賛否両論の論戦審議が続いた。しかし、多くのブラジル人政治家および知識人が同法案に反対し、また1926年に親日家であったワシントン・ルイスが大統領になって日本移民導入を支持したため、レイスの法案は可決されなかった。

1930年、大統領選挙で敗れたジュッリオ・ヴァルガスが同年10月に軍事クーデターで政権を掌握し、臨時政府の大統領となった。その背景には、国内失業問題の深刻化に対する不満や、外国移民・資本に依拠するサンパウロ州のオリガーキーが政治的なヘゲモニーを握っていた連邦体制に対する批判があった。国家権力が各州の権力を超越すべきだという声が強まる中、ヴァルガス臨時政府は、国家主義にもとづく中央集権的国家の建設を決定した。同時に、1920年代から問題視されてきた外国、とりわけヨーロッパ文化の模倣をやめ、ブラジル文化の固有性を模索して国民を文化的に統一させる動きも強まった。その結果、ヴァルガス臨時政府はブラジルのあらゆるものの「ブラジル化」（ブラジリダーデ）を目指す国家主義と、これにもとづく国民形成のため、外国文化を制限すると同時に外国移民の同化政策を打ち出した。これらの政策により、結果的に外国人とりわけ有色人移民排斥の声が強まる環境が整えられたと考えられる。

経済面においては、1929年の恐慌にともない深刻化した失業問題の解決が移民政策に求められ、1930年12月に、内国労働者の雇用および保護対策として外国移民の制限を定めた「外国移

民入国制限及失業者救済法」(政府令第一九・四八三号)が公布された<sup>3</sup>。同法は、移民の従事する職業種に応じて外国人三等船客の入国を制限したものである。具体的には、同法による正規の資格を備えない外国人農業者の入国は許可されなかった。ただ、日本移民はこの資格を備えてブラジルに渡航していたので、制限の外におかれた(香山1949: 677)。

ヴァルガスが国家主義を旗印に起こした革命や新移民政策により、国民の間で外国人忌避の気運が高まり、特に1920年代以降続いていた排日運動が活発化した。ブラジル政府の新移民政策が、間接的に国民の中に外国人排斥の傾向を生み、排日運動を激化させたと考えられる。その結果、1933年にフィデリス・レイスらは「アルベルト・トーレスの友の会」という国家主義的・人種差別的団体の会則を定めて反日運動を推進した(在伯日本人文化協会1934、Skidmore 1993、Lesser 1994: 28)。さらに、反日運動家たちは1931年の満州事変を利用して、「黄禍論」を実証する軍事的な脅威としての日本移民というイメージをブラジル社会に普及させた(Takeuchi 2008: 94)。さらに、ブラジル医学士院長および連邦区選出議員であるミゲール・コートの指導力により排日運動が再活性化し、1933年からの新憲法制定議会においては外国移民の制限、特に軍事的な危険性を理由に日本移民の抑制を要求した(Republica dos Estados Unidos do Brasil 1935)。賛否両論の末に日本移民制限の条項は削除されたが、国籍や人種を問わず全ての外国移民を対象とした外国移民二分制限条項が賛成多数で可決され、日本移民に大きな影響を及ぼした。

次節では、外国移民二分制限条項成立に至るまでの移民制限法案の審議過程について詳しく述べたい。

## II. 移民制限法案の審議過程

1930年のクーデターによって臨時政府を樹立し大統領となったジェツリオ・ヴァルガスは、1932年にサンパウロ州で勃発した護憲運動を鎮圧した後、立憲体制を重視して1933年に新憲法制定議会を開催した。1933年5月3日、新憲法草案起草委員会分科会で憲法草案がまとめられ、憲法草案起草委員による修正・添削と可決を経たのち、同年11月1日に政府提出の憲法草案として公表された。この草案中、移民に関する条項は

### 第三十三条

本条に於ける議会の権限中に移民に関する立法は連邦議会に属する旨を規定す

### 第二百二十八条補款第二

連邦法は国利に鑑み入移民及出移民を禁止制限若は奨励すべし

(在伯日本人文化協会1934: 6)

の二か条であった。

1933年11月15日のブラジル独立記念日を機に、新憲法制定議会がリオデジャネイロに召集された。同年5月3日に選出された新憲法制定議会議員は、憲法草案の補足・修正にあたる二十六委員会<sup>4</sup>に対して修正案を提出することが認められていた(在伯日本人文化協会1934: 6-7)。

そこで1933年12月3日、排日派のリーダーと目されていたミゲール・コート議員をはじめとする同派の4議員は、新憲法制定を好機とみて日本移民排斥を含む修正案を二十六委員会に提出した。4修正案それぞれの条文は

ミゲール・コート修正案

アフリカ人及アフリカ起原の移民は之を禁止す、亜細亜移民は国内に現在する同移民の総数に対し毎年其百分の五の比率を限り同意す（後略）

アルツール・ネイバ修正案

国移民は白人分子に限り許可す、国内何れの地点に於いても団体的集中を禁ず

シャビエール・デ・オリベイラ修正案

定住の為には其何れより来るを問わず黒人種及黄色人種分子の入国を禁ず

モンテロー・バーロス修正案

日本人等同化至難なる民族の同化助成の目的を以て技術機関を成立し同化の難易に依り其配布定住方を研究指定せしむべし

（外務省編 1999: 875）

というもので、アフリカおよびアジアからの移民を明確に否定または制限する内容であった。

1934年2月16日、17日および27日、コートは本議会で演説を行い、そこで修正案の提出理由を説明した。第一に日本移民が同化しないこと、第二に「黄禍論」の観点により帝国主義の日本から入国する移民は軍事的な脅威であり、ブラジルを第二の満州にする危険があること、以上二点が主な提出理由であった（*Republica dos Estados Unidos do Brasil* 1935: 79-80, 146, 487-498）。

二十六委員会は提出された修正案を取捨選択して新憲法の第二次草案（*substituto*）を作製し、1934年3月3日に発表した。その中の移民関係の規定は次の二項であった。

第7条第10項G（連邦政府の立法権限に関する規定）

植民、出移民及び入移民、但し入移民に関しては之れが指導、取締又は禁止することを  
を得

第152条

国家の利益に鑑み移民の同化は法律によつて之れを確保す

（在伯日本人文化協会 1934: 12-13）

つまり、前述の4修正案はそのまま採択されなかったが、「同化」という言葉が法案に盛り込まれたことで、「同化しない」日本移民を排除・制限する可能性を含むものであった<sup>5</sup>。

この草案に対し、コートは1934年3月10日、突然二十六委員会にアフリカ系移民の禁止およびアジア系移民の制限法案を提出し、第152条の追加案として以下の条文の挿入を要求した。

アフリカ人又はアフリカ系移民は之を禁止し、アジア移民は既住に入国せる全入移民数の

二分を超ゆる事を得ず

(金田・太田 1935: 98)

この修正案が受理されるためには、委員会の半数以上（14名）の承認が必要であった。しかし、委員会の中で案に賛成した議員が2名だけであったため、コートが同修正案を新憲法制定議会に直接上程する目標を掲げたところ、約60名の代議員の賛成署名を獲得した（金田・太田 1935: 98）。

二十六委員会は1934年3月3日に提出された第二次草案の条項の順番を整理し、4月14日再び代案を発表した。第152条は第161条として代案中に挿入された。その間コートの二分案に賛成する署名は増え続け、3月19日には約130名に達し全議員の半数を超えたため、直接新憲法制定審議会に上程できる法案となった。しかしその後は次第に賛成者を減らし、最終的にミゲール・コートの二分案の提出は失敗した。その原因は、アジア移民の制限によって日伯両国の外交関係が悪化するおそれがあり、同時に差別的待遇をもって移民を制限することは新憲法の思想に反するものだと新憲法制定議会で判断されたからである（在伯日本人文化協会 1934: 14-16）。

上記の二分制限案が採用されなかったことから、コートは改めて新修正案を提出した。今回は、実質的には日本移民の入国制限を意図しているが、文言としては以下のように、過去50年間においてブラジルに定着した各国の移民総数の2%を毎年許可するという一般的な二分制限案であった。この修正案は139名の賛成署名を獲得した上で、修正案提出締切日である1934年4月13日に第161条の代案として委員会に提出された。

伯国領土内に於ける移民の入国は其の出国地の如何を問はず法律の定むる制限内に於いて自由とす、但し各国移民の年入国数は当該国移民の最近五十年間に定着せる総数の二分の範囲を超ゆるを得ず

(在伯日本人文化協会 1934: 25)

コートは法案提出理由を表明する演説の中で、労働者の失業は世界的な課題であり、ブラジルにおいても1930年の革命以後は特に国内労働者保護のため膨大な金額を支出している、また世界的傾向として出移民・入移民とも激減しているが、これは各国がその主権を尊重する結果であって、労力の調節は当該国領土内において行うべきであると主張した（在伯日本人文化協会 1934: 26）。

新憲法制定議会は延期され、1934年5月4日に開かれた第二読会では委員会提出の修正案の討議と採択が進められた。ほとんど討議がないまま移民条項は9日に委員会の草案として一気に可決された。ただ、17日に排日派の議員一同が、二分案は実情にそぐわないという理由からその割合を五分に引き上げる動議をおこなったため、院内の「協定委員会」で再び議論されたが、結局五分の案は採択されなかった。種々の議論の末に、外国移民二分制限条項は5月24日、新憲法制定議会本会議において146票対41票の圧倒的多数で可決された（在伯日本人文化協会 1934: 35, 44、金田・太田 1935: 99）。その後、同法案は字句の修正や削除および条項の整理

を経て、1934年7月16日に公布されたブラジル新憲法の第121条第6項として次の形で盛り込まれた。

#### 第121条第6項

移民の入国は人種の保全、移民の体質及び智能に関し定めたる条件を有するものに限る。但し各国移民年入国数は当該国移民の最近五十年間伯国に定着せる総数の二歩を超ゆることを得ず

(『伯刺西爾時報』1934年5月26日)

### Ⅲ. 日本の外務当局の認識と対応

#### 1. 新憲法制定議会における移民関連条項への認識と対応

##### 1) 憲法原案および修正案に対する警戒

前節で示したような移民制限法案の成立過程を、日本の外務当局と駐伯外交官はどのように見ていたのだろうか。1933年11月1日に憲法草案が公表された後、同年12月23日までに草案に対する議員からの修正案が1200件以上提出された。この中にはミゲール・コートの修正案をはじめ、日本移民やアジアからの移民の制限を明示した4つの法案が含まれていた。

コートらの修正案は、当初議会や新聞においてほとんど注目されなかった。しかし、リオデジャネイロに駐在していた林久治郎大使は、この修正案は1923年に提出されたいわゆるレイス法案と実質上同一の排日的な法案であり、その上、一旦制定されれば改正がより困難な憲法内の条項であることから、法案の提出は「レイス案以上の重大性を帯ぶ」と認識していた。そしてこれら修正案を本議会の前に審査する憲法起草委員会に対し、採択反対工作を進めた(外務省編1997:957)。

林大使は、この時の排日運動の特徴を次のように認識していた。「日本移民は珈琲園及一般農業の労働者として不適当なり云々等の昔日の反対理由は殆ど消滅に帰し」、「要するに近來の日本移民反対理由は不同化性乃至人種改良分子としての不適正等人種の相異に基くものを主とし之に保健上の理由を幾分加味せるものと見るを得べく(中略)一昨年の満洲問題発生以来我国を以て徹頭徹尾帝国主義を奉ずる軍閥跋扈の国なりとし或は支那及国際連盟に対する我国の態度を憤るの余り極端なるは排日家となり然らざるも我国に対して好感を抱かざるに至りたる伯国人士決して尠しとせず(中略)即ち満洲問題は伯国に於ける排日論者に新に一の有力なる理由を与へ且排日熱を高めしむる為めに役立つものと評するを妨げず」(外務省編1997:951-952)。

つまり排日運動の主要な理由として日本移民の不同化性および人種の相異、新たな病気を輸入する可能性など保健衛生上の理由が挙げられているが、さらに「満洲問題」発生後は日本の帝国主義的動向への警戒が排日運動激化の理由となっているとの認識を示した<sup>6</sup>。

修正案を危険視する一方、林大使はコートの修正案が採択される可能性は低いと考えていた。その理由は、コートの修正案以外にも移殖民に関する修正案が6案<sup>7</sup>出されており、そのどれかが採択された場合はコート案は自然消滅するからである。さらに、政府及び新憲法制定議

会委員長が普通法の範囲で扱うべき内容の法案は憲法中に混入しないと明言していること、実際に日本移民の誘入を許可しているサンパウロ州・パラ州・アマゾナス州の議員はコート案に反対するであろうことなどから、林大使は「コート氏案が委員会に於て暗より暗に葬り去らる可きことを期待」していた。また仮にコート案が委員会で採択され憲法草案中に挿入されても、移民関連の条項が議会で討議されるのは3月頃の見込みだとして、1月3日から約1ヶ月間、ブラジル北部アマゾン地方への視察旅行に出かけた（外務省編1997: 958-959）。このように当初林大使は憲法における移民条項制定について楽観的に考えていた様子が見受けられる。

一方、サンパウロ駐在の内山岩太郎総領事もコートらの動きを注視していた。内山は修正案提出の動向を「レイス案提出当時に優り根拠深き上政界不安定に依り之を抑制するに信頼すべき人物及方法無く」「議会の空気並傾向は必しも我方に有利ならず相当憂慮すべき危機を含み居る」とみており、この時期にリオを離れた林大使の判断に疑問を呈している。そして広田弘毅外相に対し、駐日ブラジル大使を通じて伯国政府に排日的動向に関する遺憾の意を伝えるよう提言している。

この内山の提言を受けて、1934年2月2日に重光葵次官が駐日伯国大使を呼び排日法案に対し注意を喚起した（外務省編1999: 877）。さらに、リオに戻っていた林大使は3月2日、ペトロポリスでヴァルガス長官と面会し、排日的修正案に対する懸念を表明した。ここで林は、日本政府の方針として「第二世に伯国教育を施すは勿論移住者自身も可成速に伯国に同化する様心掛くべしと勸告」しており、移民がブラジルに同化するよう努めている事を強調している。一方ヴァルガスからは「彼等（筆者注：日本移民反対議員）の主張する処は憲法事項に非ざるを以て憲法中に採用せらるる事は到底有り得ざる所なる」という言を得ている（外務省編1999: 878-879）。

林大使は、「日本」や「アジア」といった国籍や地域を明記した上で移民を制限するコートらの修正案に警戒を示す一方、憲法草案内の移民関連条項については特に問題と認識していなかった。しかし広田外相は、移民の禁止・制限・奨励を連邦法によって規定するという内容の第128条補款第2を「伯国側としては一応尤もの規定も我方としては甚だ好ましからざる」と認識し、林大使に「前記排日修正案の阻止は勿論右第一二八条補款移民入国制限規定も後日本邦移民排斥の禍因と為らざる様適當修正せしむるか又は全案の通過防止に付此の上共最善の措置を講ぜられ度」と訓令を発した（外務省編1999: 874）。

この訓令に対し、林大使は「新憲法草案に第一二八条補款第二挿入せられたる理由は（中略）従来連邦及州の法律を以て取扱い来れる移民問題も亦之を中央政府統制下に置かんとする趣旨」にあり、「特に我が移民を禁止又は制限せんとするものに非ざるは勿論之が為将来排日運動（に）特に新氣勢を与ふと看做すことを得ず」と反論している。そして現在の憲法議会の情勢から、明確に排日的な修正案を阻止するためにはむしろ草案128条補款第2を生かすべきであり、「御来示の同補款の通過防止乃至修正は他国の立法権に干与し却て理解ある親日家の同情をも失ふ惧ある」と反論した（外務省編1999: 877-878）。

つまり憲法草案公開から修正案提出までの当初、林大使は排日的な文言を含む修正案提出の動きを警戒するも、実際にこれらの修正案が通過する可能性は低いとみていた。一方内山総領

事は修正案提出にまつわる伯国政界の動向を不安視していた。広田外相は直接的な排日的意図を持つ法案だけでなく、将来移民の入国規制に繋がるおそれのある法案についても対応策を取るよう林大使に指示するが、林大使は排日的文言のない法案に対し異議を唱えることは内政干渉と見なされるおそれがあるため難しいとの認識を示していた。

## 2) 第二次草案における同化条項（152条）への認識の相違

このような外務当局内の認識の違いは、憲法草案の整理が進み、1934年3月3日に第二次草案（Substitutivo）が二十六委員会により公表された後に一層鮮明となる。この草案中、移民に関わる条項として第152条「国家の利益に鑑み移民の同化は法律によつて之を確保す」（在伯日本人文化協会1934: 13）があったが、同条の「同化」という文字をめぐる、林大使、内山総領事、広田外相の意見の相違がみられるようになった。

最初にこの第152条を問題視したのは内山総領事であった。内山は3月5日発の電報で、第152条について「同条の『同化』なる文字は客年修正案提出以来議会に於て行はれたる多数排日議員の主張全部を包含せるものと見ざるを得ず」「将来単行法制定の場合我移民は不同化する理由に依り其入国を制限又は禁止せらるるものと見ざるべからず」と警告した。つまり同条は「同化」の文字を含むために将来排日的手段になる可能性があると考えたのである。この危機感のもとに、内山は本省に対して林大使に訓令を出して対策を指示するよう要請するとともに、第152条の削除もしくは「同化」の意味の明確化・狭義化のため伯国議会に対する工作を提案した（外交史料館所蔵J-1-1-0-J/X1-BR-1第2巻昭和9年3月5日発電）。

さらに3月7日には、北米の「排日法」に使用された「帰化不能外国人」と同様に、意義不明瞭な「同化」の文字は「日本人」「黄色人種」といった文字を使用しないまま間接的に排日を達成するための巧妙な手段ではないかとの推測を述べた（外務省編1999: 880）。

この内山の意見に広田外相も同調し、将来にわたって「同化」の文字が問題とならないよう最善の努力を払うよう林大使に指示した。これに対し林大使は「多少なりとも可能の見込あるものならば同化の文字削除に関しても充分の努力を傾くべきは申す迄も無き儀」（外務省編1999: 883）としながらも、在伯公館の役割は「事実問題として本邦移民が同化性を有し且我政策としても其同化を助成して伯刺西爾官民の期待に副はしむるにある」のだから、憲法中の「同化」の文字を問題として取り上げることは、かえって日本人が不同化であると認める事になる、と反論した。さらに、表面上は日本移民を標的としたわけではない憲法案に対し公然と措置をとることによって、かえってブラジル官民の反発を招くことになると思見した。

また、内田総領事が第152条に関してサンパウロ州政府への工作を行った事に対し、このような工作が外部に知られればかえって議会内で問題になり、排日議員に攻撃の機会を与えることになるとして、今後何等かの工作を行う場合はあらかじめ大使館側と協議するように求めた（外務省編1999: 880-881、外交史料館所蔵J-1-1-0-J/X1-BR-1第2巻昭和9年3月6日発電第43号）。

内山はこの林大使からの注意、および本省から工作活動に際しては「努めて慎重に措置指導」するようにとの訓令を受け（外務省編1999: 886）、同化条項に関する積極的な工作や政府関係者への交渉を一時差し控えるようになった。



### 3) 排日修正案への対応

「同化」の文言を含む草案第152条が外交当局者の間で議論になっている間、コートは3月10日にアジア移民に対する二分制限案を第152条の修正案として新憲法制定議会に提出し、60名の賛成者を得る事態となった。

コートによる修正案提出のニュースがサンパウロのエスタード紙に掲載されると、翌11日に在サンパウロ日本人社会の中心機関や日本語新聞の関係者らが集まり、日本の外務・拓務両大臣に善処を望む旨の電報を発するとともに、複数の貴族・衆議両院議員へも打電を検討した。この陳情活動の報告を受けた内山総領事は、議員への打電は「議会に於て有害無益の論議を惹起する恐れ」があるため留保するよう関係者を説得する一方、広田外相へは、帝国議会において適当な議員からの質問に答える形で日伯関係の所見を述べるよう意見を具申した（外務省編1999: 882-883）。

コートの修正案が審議会で賛同者を増やし、日伯両国の新聞で耳目を集める事態に対し、広田外相は、「排日法案」が本会議を通過することのないよう伯国政府に口頭で申入れるか、あるいは覚書を手交するよう林大使に訓令を出した。事態の切迫と外相からの訓令を受けて、林大使は盛んに伯国政府と接触した。3月18日にペトロポリスで外務大臣と面会してから間もなく、21日には広田外相からの訓令により外務次官に覚書を手交し、翌22日には覚書に関して再び外務大臣と面会している。

この工作過程において、広田外相は「排日条項に関する情報等は相互に国論を刺激するの機会無からしむる意味に於て従来当方諸新聞には極力掲載せしめざる様苦心し来れる」（外務省編1999: 886）として、日本政府が新聞報道の抑制に努めている旨を伯国政府に伝えるよう指示した。一方伯国政府側も「憲法制定議会なるが為政府より之に圧迫を加へたりとの印象を起こさしめ却て反感を唆る」（外務省編1999: 888）事態を懸念して不用意に与論を刺激しないように日本政府に要請し、さらに伯国外務大臣と林大使との折衝や伯国政府の議会に対する工作に関しては「絶対に外部に発表せられざる様」（外務省編1999: 890）と釘を刺した。このように日伯両政府とも与論を刺激する事をおそれ、伯国政府の議会への介入工作や駐伯外交官の工作が明るみに出ぬよう新聞報道に細心の注意を払っていた。

その一方で、駐伯外交官は日本移民に不利益となる記事を見つけては本省に報告し、親日的な議員や文筆家、有力者に日本移民擁護の記事を書くよう依頼する等、新聞報道に注意を払いながらこれを利用して与論を誘導しようと努めていた。

日本においても、前述内山の具申を受けて、衆議院本会議での政友党中村嘉壽議員の質問に答える形で3月24日に広田外相がブラジル排日法案に関して書面を発表し、さらに26日には重光次官が駐日伯国大使を呼び排日議員の活動及び同化条項について申入れを行った（外務省1999: 891-893, 896）。これらの働きかけが奏功してか、一時は130名近くの賛同者を数えたコートの修正案は漸次賛成署名を減らし、委員会において不採択となった。

### 4) 同化条項（161条）<sup>8</sup>に関する議論

コートらの修正案に対しては本省も駐伯外交官も危険性を認識し、伯国政府関係者に働きか

けを行っていたが、一方移民の同化に関わる法案に対しては、依然認識が食い違ったままであった。

広田外相（および本省側）は同化条項に関する林大使の認識と対応に疑問を呈し、同化条項の削除・修正もしくは「同化」という字義の明瞭化を伯国政府・議会に働きかけるよう、林大使に再三指示を出していた<sup>9</sup>。

この広田外相の指示に対し、林は「本条項が排日の底意を蔵するものなりとの先入主の然らしむる所と想察せざるを得ず然るに本条項の関する限り其の制定の過程に於て毫も排日の息の掛かりたるものに非ざる」「排日演説中の『不同化』とは解釈次第にては我方にとり多少面白からざる連想を起し易きものありとは言へ之を以て根本的規定たる同条の削除若は修正を求むる理由と為し得べしとは考ふるを得ず」と述べ、同化条項と排日演説中の「不同化」とは直接結びつかないと主張した。そして「将来の排日問題は全く同条（筆者注：161条）の有無に拘らず主として我移植民が伯刺西爾側の期待に叶ふや否やの事実問題に基き或は起り或は消滅するものと言ふべし」「今日飽く迄同条項の削除若は修正に関し此の際我方に於て強硬なる要望を持して止まざるものとせば或は日本官憲が其の対伯移民将来の不同化を危惧するものなるか又は政策として其の同化を喜ばざる為なるか或は又帝国主義的傾向の発露として敢て内政干渉をも辞せざる次第なるか要するに種々我方真意に関し疑惑の念を抱かしむるを免れず」として、実態としての日本移民の同化の如何が問題の焦点であり、同化条項への反対は伯国側の反発を招くとの主張を繰り返した（外務省編1999: 894-895）。

一方当初から同化条項に対して鋭く危機感を示していた内山総領事は、同化条項に対する林大使の認識を批判的にみていた。「今回の排日問題に対してはリオ大使館は其の当初より問題に付真の理解を有し居らず」「不幸にしてリオの報道が余りに樂觀且誤報多き為か遂に何等リオをして積極的に行動せしめらるるが如き訓令に接せず好機を逸すること再三ならず」等、林大使の同化条項に対する認識および同条項に関する工作活動に消極的な態度を批判し、広田外相の訓令を求める意見を一度ならず送電していた<sup>10</sup>（外交史料館所蔵J-1-1-0-J/X1-BR-1第2巻昭和9年3月15日発電第57号、同昭和9年3月22日発電第74号）。

しかしコートの修正案が賛成署名を減らしつつあった3月27日、内山は林大使の電文を通じて「同化条項に関しては既に本省より直接在京伯国大使に申入れられたることあり又既に本問題に関し誠意を示せる伯国政府及議会内有力議員の動向に鑑み右条項が削除可能なりとせば恐らく此の上当方より正式申入を為さずとも削除せらるべしと察せらるる」と、一転して同化条項に関する伯国政府への働きかけを控える旨を表明した（外務省編1999: 895-896）<sup>11</sup>。

## 5) 外国移民二分制限法条項成立への危機感

日本の外務当局が排日修正案への工作に奔走し、同化条項への対応で意見が分かれる中、アフリカやアジアといった人種や出身地域を明記した移民制限法案の提出に失敗したコート議員らは、戦略を転換し、出身地を問わず入移民の割合を制限する新たな修正案を4月13日に第二読会に提出した。

この修正案に対し、林大使は「表面諸外国移民を一律に制限する建前となれる為其裏面に潜める排日の意図を解せざる議員の賛成せるもの多く排日議員六名を筆頭に合計百三十名の連署

を有せる」「本案は或る特定の移民を指さず各国移民に対する全般的規定を装ひ居る丈危険性に富める」（外務省1999: 897）と危機感を顕わにした。

修正案の再提出に対し、林大使は各州の有力議員や二十六委員会委員、政府閣僚等に対し精力的に採択阻止工作を行った（在伯日本人文化協会1934: 44, 47、外交史料館所蔵J-1-1-0-X1-BR-1第4巻昭和9年4月29日発電第113号）。採択直前の4月25日には再度ヴァルガス臨時大統領と面会しているが、これを伝える電文では、「最近国内に彌漫せる国民主義は憲法議会にも横溢し議員中内国労働者保護の為に外国移民制限を主張し若は之に共鳴する者鮮からず問題の修正案は裏面の魂胆は兎に角表面各国移民を一律に制限する建前となり居る為自然共鳴者も多かりしもの如く政府としては正面より之に反対し兼ねる立場にある」「（筆者注：議会の）要人等には既に充分内意を含ませあるを以て今改めて其の必要無からん」（外務省編1999: 898）と、新たな採択阻止工作に積極的でないヴァルガスの様子が報告されている。

## 2. 外国移民二分制限条項票決後の情勢認識と対応

### 1) 票決後の情勢認識と覚書交付

コート提出の修正案は、対案の提出や移民割合の引き上げ提案など様々な曲折を経た後、5月24日の本会議において賛成146票反対41票の大差で可決した。

この採択に至った要因について、林大使は「現政府は元來臨時的のものにして新に憲法を制定するに当りては理論上議会に干渉し得ざる建前にあると同時に他方臨時政府は成立以来既に三年半余を経過し人心漸次倦むに至り閣僚間の離裂更迭も少からず政府の実力逐日薄まり行き」「只管バルガス長官の大統領選挙にのみ腐心するに至れり」と伯国臨時政府の指導力不足を挙げる一方、議会の動向としては、「排日派はナショナリズムをモットーとし自国労働者保護の必要を理由とし（中略）他の何れの外国に対しても差別するものに非ざる点を強調し二十四日の本会議に於ても多数のコート案賛成演説者ありしに拘らず我国名又は日本移民なる語を使ひたるもの一名も無之かりし点より見るも彼等が如何に御互に相戒め表面排日案に非ざることを示すに注意せるや看取するに足る」と、日本移民排斥ではなくナショナリズムと自国労働者保護を前面に打ち出した結果、修正案が議会で賛同を得たとみている。しかしながら同案は「日本又は亜細亜移民排斥の文字はなくとも事実上我移民排斥を目的とするものなることは排日派議員シヤビエル、ダ、オリベイラ及ジュールナル、ド、コメルシオ連日の論議により明白」であり、実質としては日本移民を制限する法案に他ならないとの認識を改めて示した（外務省編1999: 905-907）。

林大使からの法案通過の電報を受け、広田外相は「ヴァルガス長官等特別の尽力の跡を観取し難きは貴方屢次の電報の次第と照合し遺憾至極なり」と伯国政府の態度に不満を漏らし、「今回突然憲法規定を以て而も事実上本邦移民を目的とする制限条項を設立せしむることは實際上我国に対する多大の差別待遇たるのみならず徒らに我名誉を毀損するもの」（外務省編1999: 902）だとして、伯国政府に対して口頭で抗議するよう林大使に訓令を出した。その上で、「此の際一面伯国政府に本件に対する我方の見解を十分に徹底せしむると同時に他面に於て今後此の不幸なる制限条項の適用に当り邦人の既得権益の確保は勿論其の他の点に於ても出来得る限

り之を緩和せしむる様最善の努力を継続する」必要があるとして、林大使に

- 1、新憲法公布後、伯国政府への覚書交付および口頭での申入れ
- 2、移民制限条項適用に際して海興（海外興業株式会社）等の既得権益を確保する方法の研究
- 3、入国制限数を緩和するための具体案の検討、その方策として日伯貿易増進・伯国企業援助策が有効であるかどうかの検討

という3点を指示した（外務省編1999: 910-911）。

林大使は上記1の覚書交付に対して「我方の見解及希望を率直に覚書として伯国政府当局に交付することは御來訓の如く誠に機宜を得たる処置と思せらる」と同意を示した後、覚書交付によって「抗議を突付けたる如き印象を与ふることを避け」、むしろ「伯国政府をして已むなく更に弁駁せしむる様の地位に追込むことなく而も先方をして充分事態の重要さを感じせしむると共に必ずしも回答するを要せざる様仕向くること」が望ましいとの見解を述べた（外務省編1999: 912）。広田外相もこの趣旨に同意し、本省と大使館による数度の添削を経て、新憲法公布約1週間後の7月23日に林大使から伯国外務次官へ覚書が手交された<sup>12</sup>。

なお、新憲法における移民二分制限条項成立の引責という形で林大使は9月13日に辞任し、内山が臨時代理大使として後を担った<sup>13</sup>。

## 2) 移民制限に対する緩和策の検討

前出広田外相の訓令2および3にみられるように、外務当局は移民二分制限条項の採択を受けて、次善の策として条項の適用を回避し、入国数制限を緩和する方法を模索した。

林大使は、まず伯国での移民制限の実施可能性について報告を送った。各州から移民導入を求める要望が上がる一方、各国移民の正確な入国統計が整備されていないため、何らかの法律整備を経なくては移民制限の実施は難しいとの見方を伝え、そのためサンパウロ州政府と移民送出契約を結んでいる海外興業株式会社に関しては、来年度も従来通りの移民導入許可が与えられると予想した。

また今後の日本移民送出方針として「従来如く徒に数の多きを競ふが如きことなく厳選主義を執り之を指導するに伯国同化主義を以てし且聖州偏住を避け出来得る丈各州散在主義を執り同時に貿易増進に努むるに於ては猶当分は我移民を継続し得べく（中略）少なくとも人種的差別待遇に依る我移民排斥は今の所成功すること難かるべし」（外務省編1999: 918）との見解を示した。

林の後を受けた内山代理大使も「二分制限撤廃又は之に類似の方法に成功する迄は少くとも我方移民の素質を従来以上に厳選し純農者を主とすること」と移民厳選の方針を提案した。さらに「従来日伯関係が主として移民に限定せられたるは日伯国交上の欠陥とも云ふべく」として通商経済使節派遣の実現、世界的学者の派遣、日本病院の建設、書画骨董・美術品など日本文化を紹介する備品の拡充等、「軍国日本の外に平和と趣味の日本あるを一般に紹介する」ための方策を提案した（外務省編1999: 919-922）。

さらにこれらの報告を加味して亜米利加局第二課で作成された「伯国憲法の外国移民二分制限条項実施対策」においては、移民制限の情勢に応じた対応策が提案されている<sup>14</sup>。

ここではまず第一案として、新憲法中の移民制限条項を「我方にとり事実上効力なからしむること」を目標とし、その方策として「移民の定義中に於て若は移民数の算定より農業者を除外するか又は（中略）農業者の除外条項を設定せしむること」を挙げている。

またこの第一案の遂行が困難であった場合の第二案として、「移民の家族は之を非移民とすること蓋し一九三四年五月制定の外国人入国規則に於ては既に家族を非移民として取扱居ればなり右に依れば本邦移民の年入国数を三千人とするも事実上は一万五千人以上の入国可能と為るべし」と規制の対象となる移民数に家族を算入しない方法を提案した。なお移民の割当数算出については「伯国側に統計無き時代の数の算定を如何にするや又欧羅巴の新興国に対し国籍別に依るか或は人種別に依るか等相当煩雑複雑なる問題もあるべきに依り我方に於ては進んで資料を提供することは之を避け可成有利なる割当数を得る様努力しむること」とあり、ここでも伯国側の移民数算出が難航している様子がわかる。

この第一案・第二案が困難である場合の「窮余の善後策」として、年入国移民総数について各国間での融通を認めさせること、伯国移民誘入会社と海興との契約数を認めさせることを第三案として挙げた。

さらに、憲法規定が嚴重に施行されて緩和策もない「最悪の場合」を想定し、その場合は、呼寄移民と「優質移民」および将来有為の青年の優先渡航、海興の更生改造、在伯邦人の權益保護、を取るべき対策として挙げた（外務省編 1999: 922-923）。

以上のように、移民制限条項通過後の現実的対応策として、日本の外務当局は同条項の厳格な適用を免れるための方策を検討しはじめた。実際には伯国の統計不備等の理由から同条項の早期実施は難しく、具体的に割当数が決定するのは1937年のヴァルガスによるクーデターを経た1938年であった。

## むすびにかえて

以下、新憲法制定議会における日本の外交当局の活動についてまとめたい。

まず、明確に排日的文言を含むコートらの修正案に対しては、当初新憲法に挿入される可能性は低いと楽観視する傾向があった。しかし同法案に賛成署名が集まり始めてからは、在伯日本人の運動や新聞報道の影響もあって、駐伯外交官は盛んに伯国政府・議会関係者へ働きかけ、結局この修正案は採択されなかった。

一方、憲法草案中で移民の同化について言及した条項に対しては、外交官により認識と対応が異なっていた。排日議員らが日本人の「不同化」を日本移民制限の根拠として挙げているという認識は共有されていたが、同化条項提出の意図と採択された場合の切迫感において、大使と総領事の間で認識の相違がみられた。リオに駐在し伯国政府要人や憲法制定議会議員と間近に接する林大使は、「同化」条項を伯国による国家主義の正当な表明と捉え、「日本人」「アジア系」といった明確な規制文言を含まない法案への表立った反対はむしろ内政干渉として反発を受けると考えて政界工作にも慎重であった。これに対し日本移民の大半が住むサンパウロ州に駐在する内山総領事は、「同化」という曖昧な文言が将来日本人排斥の口実になり得ると考え、同化

条項の削除または修正を伯国側に働きかけるべきだと考えた。特に内山は、米国の1924年移民法において「帰化不能外国人」という文言によって日本移民の渡航が禁止された経緯を念頭に置き、この同化条項によりブラジルでも同様の事態が起こり得ると指摘していた。

広田外相も基本的には内山と同意見であり、同化条項が日本移民制限の危険性を孕むものであると認識して、林大使に政界工作を再三指示した。しかし林大使は同化条項が日本人排斥を目的としたわけではないとして、終始工作に消極的であった。また実際の工作にあたっては、法案中に明確な日本移民制限の文言がないため、表立って批判や反対を伝えるのではなく、伯国政府の意向を慎重に窺いながら懸念を表明し、善処を依頼する形となった。

つまり、日本移民を規制する意図が明確な法案に対しては外務当局の意見も一致し工作活動も盛んに行われたが、移民の同化という受入国の社会統合に関わる問題に対しては意見が分かれ、積極的な交渉には至らなかった。また、日伯両国の与論を刺激することを恐れた両政府は、議会等への工作活動が新聞で報道されないよう注意を払っていた。

この伯国政府だのみの状況の限界は、コートらが一般的移民制限条項を提案した後に顕在化することとなる。同条項は移民の入国割合が明示されており、定義のあいまいな同化条項と比べて日本移民に影響を及ぼす事は明白であったが、排日的な文言がないため日本政府からの表立った抗議や反対はやはり困難だった。国家主義に基づく国内労働者保護を掲げた同条項は広く議員の賛同を集め、結局採択に至った。

この外国移民制限条項の採択は、コートら反日運動家が黄禍論や排日的思想の看板を表から降ろし、国家主義的な国内労働者保護を前面に出すことによって達成された。いわばコートらは、排日の「名」を捨て日本移民の制限という「実」を取ったことになる。コートらの排日運動のみが法案成立の理由ではなく、オリガーキーによる地域支配を超越した中央集権的国家体制に対する期待や、地域の利害ではなく国民統合の観点から移民を統制する必要性という、この当時のブラジルの社会的・政治的状況を反映していたと考えられる。

一方、日本の外交当局は、明確な日本移民制限を表明する法案には対抗しながらも、連邦政府の権限強化や「同化」といった国家主義に基づく法案に対しては、意見の相違もあり十分に対応できなかった。また実際の工作活動に際しても、「日本」や「アジア」を直接の規制対象としない法案に対しては、表立って抗議できないため裏面から伯国政界や報道機関に働きかけるしかなく、外交官としての活動には限界があったと考えられる。

林大使は、同法案の採択に至った理由を、国家主義的な主張に基づき内国労働者保護を唱える一般的な外国移民制限法案の採択を、権力基盤の弱い臨時政府が阻止できなかったためと見ていた。しかし同化条項をめぐる議論をみれば、林大使は、ブラジル側の国民統合の問題が移民受け入れの動向に重大な影響を与える危険性を、北米の前例がありながらも十分に認識していなかったように思われる。

法案の通過は、日本の新聞などにおいて排日的法案の通過として大々的に報道されたが、その後も外務当局は伯国への抗議には慎重な態度を取り、覚書の交付に際しても伯国側を不快にさせぬ様度も文言の検討を重ねた。つまりここでも、明確に日本移民を対象とした法案ではないことから、抗議ではなく現実的な交渉と次善策を探ることになったと考えられる。

〈註〉

- 1 「黄禍」という言葉は19世紀末に初めて現れたと推定され、特に日清戦争（1894-1895年）を契機としてドイツの皇帝ヴィルヘルム2世が提唱した表現である。アッティラの時代にヨーロッパ諸文明がアジアに対して抱いた脅威をイメージした用語であり、経済的・軍事的な人種間衝突および黄色人種による文明の退化を危惧する論であった。「黄禍論」は19世紀末から第二次世界大戦末にかけて、特にアメリカで大流行した。最初は中国人移民だけを標的にしていたが、1905年に日露戦争が勃発すると、日本移民は帝国主義的な脅威として黄禍論の主な対象となった。アメリカでは、大衆メディアによって広められた「黄禍論」が、カリフォルニア州での排日運動に油を注いだ。この勢いを抑えるため、アメリカの政治家は1908年および1924年に日本移民の制限を意図した法案の可決を余儀なくされた。換言すれば、アメリカでは「黄禍論」は移民政策に具体的な影響を及ぼしたのである（飯倉 2004、Lyman 2000、Lee 2007）。黄禍論は北米やオーストラリアのみならず南米ブラジルにまで普及した。日本移民がブラジルに到着する以前は、ブラジル人の日本に対するイメージはまだ好意的であった。なぜなら、日露戦争で欧米に対して勝利を取めたことにより、軍事力や近代化が進んだ国として尊敬されたからである（Schpun 2008: 71-72）。しかし、ブラジルでは19世紀末から、反黄色人種主義の普及とともに、黄禍論がブラジル外務省を通じて在日本ブラジル人外交官に伝えられ、さらに20世紀初頭には何冊かの大衆雑誌により、カリカチュアの形で広く国民に紹介された。日本人がブラジルに到着した1908年から第二次世界大戦末にかけて、黄禍論はブラジルで本格的に普及した。日本の国策により日本人がブラジルへ盛んに移民した1920年代後半からは、黄禍論が社会にも浸透し、1930年のヴァルガスの革命以降は同論が政治界にも現われた（Takeuchi 2008、2009）。
- 2 フィデリス・レイスの法案の内容は以下のとおりであった。「第四条 政府は国民の人種的精神的及体力的組成に有害と認むる有ゆる分子の入国を遮止する為其の孰れの地より出発し来るを問はず伯刺西爾に向て渡来する移民に関し嚴重なる取締をなすべし 第五条 黒色人種の植民は伯刺西爾に入国することを禁ず又黄色人に関しては該人種に属する国内現在者の百分の三に相当する人数だけ毎年入国を許可すべし」（外務省 1978: 202-203）
- 3 ヴァルガス臨時政府は同法の掲げる失業問題の解消や国内労働者の保護を口実に、ヨーロッパから持ち込まれる恐れがあった共産主義の普及を阻止しようとした。レッサーによると、このような政策はヴァルガス臨時政府にある根強い外国人排斥感を反映していた（Lesser 2013）。
- 4 各州の議員団および資本金家・労働者・自由職の議員団から1名ずつ選任された26人の委員によって構成されていたことからこのように通称された。
- 5 在伯日本人文化協会（1934）は、「前記四名の排日代議員より提出の修正案の精神は後者たる第一五二条中の『同化』云々の一語中に抱含せられ」ており、「日本移民不可論を強調せる所謂排日代議員の論旨は、孰れも日本移民を以て不同化の人種とせる点にあつた」ことから、「同化」の文言は日本移民排斥の意図をもって挿入されたとみている（在伯日本人文化協会 1934: 13）。

- 6 林大使はネイバの修正案理由書について報告した際も、「日本の帝国主義及之が表現たる満洲問題を例に引きアマゾンアをして第二の満洲たらしむるべからずとせる一事より見て満洲事件が右兩人（筆者注：ネイバおよびコート）を始め当国排日家の神経を如何に刺戟したるかを察知するに足る」と記しており、ここでも満州事変による対日感情の悪化を指摘している（外務省編1997: 960）。
- 7 林がこの報告を發した12月26日時点では6案であったが、27日に全ての修正案が發表され、移植民に関する案は合計12案となった（外務省編1997: 958-960）。
- 8 前節で述べたように、新憲法代案152条は法令の整理を経て4月14日に161条として發表された。
- 9 林大使は「同化問題は要するに、実態として日本移民が同化するか否かの事実を歸する」との考えを述べていたが、この電文に対し本省では「果たして然るや？」と疑問の書き込みをしている。同様に排日論台頭への対策として在伯日本人への助成や衛生状態改善を急務とする意見に対しても「伯政府に対し念を押し置くの要なきや」との疑念を記している（外務省編1999: 884）。また、広田外相は4月6日駐日ブラジル大使との懇談の際に「北米に於て同化問題を理由に不愉快なる排日運動を見たる経緯と彼是照合し将来伯国に於て同化条項を口実に北米に於ける例を繰返へさるゝが如きことゝ為りては両国国交史上に汚点を胎するの虞あり」と述べており、内山総領事と同様に米国での排日運動を念頭に置いて同化条項に危惧を抱いていたことがわかる（外務省編1999: 896）。
- 10 さらに内山は、ブラジルでの排日運動の背後には米国の関与があると推測しており、「今日の排日は一面に於て北米の外交戦とも見得」「全拉典亞米利加に対する我商権拡張の見地よりするも将来海外に於ける我最大の移植民地として最期待せらるる伯刺西爾に於ける我利益を確保伸張せんが為にも我方として之に対抗すべき充分の用意と覚悟を以て臨むの要あり」として、米国に対抗するためにも対策が必要であると主張している（外務省編1999: 885）。
- 11 この電文に対し、本省側は「内山の意見は甚しく動揺する様に見ゆ」と内山の態度の変化を訝しむ書き込みを残している。
- 12 7月15日のヴァルガス大統領就任と共に臨時政府の閣僚は辞任しており、この時点で外務大臣が不在任であったため外務次官への手交となった。
- 13 6月6日に駐日ブラジル大使が広田外相に伯国側の覚書を口頭で伝えた際、外相は駐日大使に、林の辞任は罷免ではなく自らの申出によると説明している（外務省編1999: 908-909）。
- 14 この対策は亜米利加局第二課の坂本課長が「昭和九年十二月初旬小官思付の案として拓務省武田課長に手交せるもの」と記されている。

#### 〈参考文献〉

- dos Santos, Sales Augusto. 2002. "Historical Roots of the 'Whitening' of Brazil", translated by Laurence Hallewell, *Latin American Perspectives* Vol. 29, No. 1, pp. 61-82.
- Lee, Erika. 2007. "The 'Yellow Peril' and Asian Exclusion in the Americas", *Pacific Historical*



- Review*, Vol. 76, No. 4, pp. 537-562.
- Lesser, Jeffrey. 1994. "Immigration and Shifting Concepts of National Identity in Brazil during the Vargas Era", *Luso-Brazilian Review, Getúlio Vargas and His Legacy*, Vol. 31, No. 2, pp. 23-44.
- Lesser, Jeffrey. 2013. *Immigration, Ethnicity, and National Identity in Brazil, 1808 to the Present*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Lyman, Stanford M. 2000. "The 'Yellow Peril' Mystique: Origins and Vicissitudes of a Racist Discourse", *International Journal of Politics, Culture and Society*, Vol. 13, No. 4, pp. 683-747.
- Republica dos Estados Unidos do Brasil. 1935. *Annaes da Assembléa Nacional Constituinte*, Vol. 8, Rio de Janeiro: Imprensa Nacional.
- Schpun, Monica Raisa (Dir.). 2008. "1908-2008. Le centenaire de l'immigration japonaise au Brésil. L'heure des bilans", *Cahiers du Brésil contemporain*, No. 71/72, Maison des Sciences de l'homme.
- Skidmore, Thomas E. 1993. *Black into White: Race and Nationality in Brazilian Thought*, Durham and London: Duke University Press.
- Takeuchi, Marcia Yumi. 2008. *O Perigo Amarelo: Imagens do Mito, Realidade do Preconceito (1920-1945)*, São Paulo: Associação Editorial Humanitas, FAPESP.
- Takeuchi, Marcia Yumi. 2009. *Entre gueixas e samurais: A imigração japonesa nas revistas ilustradas (1897-1945)*, Tese de Doutorado, Universidade de São Paulo.
- 飯倉章、2004. 『イエロー・ペリルの神話：帝国日本と「黄禍」の逆説』、彩流社。
- 外交史料館所蔵 J門1類1項0目J/X1-BR-1「各国に於ける排日関係雑件 伯国の部」第2巻。
- 外交史料館所蔵 J門1類1項0目X1-BR-1「各国移民法規並政策関係雑件 伯国ノ部」第4巻。
- 外務省編、1978. 『日本外交文書 大正十二年第一冊』日本国際連合協会。
- 外務省編、1997. 『日本外交文書 昭和期Ⅱ第二部第二巻』日本国際連合協会。
- 外務省編、1999. 『日本外交文書 昭和期Ⅱ第二部第三巻』日本国際連合協会。
- 金田近二・太田庄之助、1935. 『最近一主として一九三四年一に於けるブラジル及日伯関係の動き』、拓務省拓務局。
- 香山六郎編著、1949. 『移民四十年史』香山六郎。
- 在伯日本人文化協会、1934. 『伯国新憲法審議会に於ける日本移民排斥問題の経過』、在伯日本人文化協会。
- 鈴木讓二、1992. 『日本人出稼ぎ移民』、平凡社。
- 『伯刺西爾時報』、1934年5月26日。

(なむら ゆうこ 立教大学文学研究科博士後期課程)

(アントニー・ドナシメント 立教大学ランゲージセンター教育講師)

<ABSTRACT>

**Anti-Japanese agitations during the Brazilian Constitutional Assembly of 1933-1934:  
perception and reaction of the Japanese diplomatic services**

**Yuko Namura and Anthony do Nascimento**

Japanese emigration to Brazil began in 1908 when 781 contracted farmers arrived at the port of Santos in the state of São Paulo, and particularly flourished during the 1920s and the 1930s, as ninety percent of the Japanese who immigrated to South America settled in Brazil. However, as nationalism was also on the rise in Brazil, the immigration environment for the Japanese began to deteriorate. Indeed, after being initially welcomed, for the next two decades, Japanese immigrants began to encounter increasing resentment in Brazil; starting with the introduction of a bill in 1923 that aimed to limit Japanese immigration based on racial discrimination. Such legislation continued, and later resulted in the adoption of quotas on foreign immigration as specified in the new Brazilian Constitution of 1934. These quotas were passed due to the onset of an anti-Japanese agitation led by physician and Deputy Miguel Couto, who proposed the law. By shedding light on the adoption process of a restriction law on foreign immigration that took place during the Constitutional Assembly of 1933-1934, this paper aims at analyzing the realization of those anti-Japanese agitations by Japanese diplomats, and their efforts to prevent the incorporation of any article that would put a ban on Japanese immigration only in the Brazilian Constitution of 1934.